6　国語文をローマ字により複製する場合の補償金の額は、その原典に係る第一種から第四種までの区分に応じた額とする。

7　翻訳され又は翻案された著作物を教科用拡大図書に複製する場合において、原著作物の著作権及び二次的著作物の著作権が共に存する場合の補償金の額は、当該原著作物及び当該二次的著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の100分の75に相当する額とする。

Ⅱ　音楽の著作物

教科用図書に掲載された音楽の著作物を教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、小学校用、中学校用及び高等学校用の教科用拡大図書のそれぞれについて、歌詞又は楽曲毎に以下の表のとおりとする。

小学校用　（単位：円）

補償金の額	国内	1,050
	国外	1,000

中学校用　（単位：円）

補償金の額	国内	1,050
	国外	1,000

高等学校用　（単位：円）

補償金の額	国内	1,050
	国外	1,000

備　考

1　「国内」欄の額は、消費税法に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。

Ⅲ　美術の著作物・写真の著作物

教科用図書に掲載された美術の著作物又は写真の著作物を教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、小学校用、中学校用及び高等学校用の教科用拡大図書のそれぞれについて、当該著作物の利用の態様に応じ、以下の表のとおりとする。

小学校用　（単位：円）

大　き　さ		補償金の額
1ページ大	国内	1,155
	国外	1,100
1／2ページ大	国内	630
	国外	600
1／4ページ大以内	国内	315
	国外	300

中学校用　（単位：円）

大　き　さ		補償金の額
1ページ大	国内	1,155
	国外	1,100
1／2ページ大	国内	630
	国外	600
1／4ページ大以内	国内	315
	国外	300

高等学校用　（単位：円）

大　き　さ		補償金の額
1ページ大	国内	1,155
	国外	1,100
1／2ページ大	国内	630
	国外	600
1／4ページ大以内	国内	315
	国外	300

備　考

1　「国内」欄の額は、消費税法に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。

2　「1ページ大」とは、一の著作物を2分の1ページを超え、1ページ以内の大きさで複製する場合をいい、「2分の1ページ大」とは、一の著作物を4分の1ページを超え、2分の1ページ以内の大きさで複製する場合をいい、「4分の1ページ大以内」とは、一の著作物を4分の1ページ以内の大きさで複製する場合をいう。

3　写真の著作物において美術の著作物が複製されている場合に当該写真の著作物を教科用拡大図書に複製するときの補償金の額は、当該写真の著作物の著作権及び当該美術の著作物の著作権が共に存する場合には、当該写真の著作物及び当該美術の著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の100分の75に相当する額とする。

Ⅳ　その他の著作物

言語の著作物、音楽の著作物、発行された美術の著作物及び発行された写真の著作物以外の著作物を教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、教科書等掲載補償金の額の2分の1の額の範囲内において当該著作物を教科用拡大図書に複製する者及び当該著作物の著作権者が協議して定める額とする。

官報告示

官報告示事項

総合特別区域基本方針の一部変更について

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第7条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、総合特別区域基本方針（平成23年8月15日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

第二の5①中「総合特区計画の認定後」を「総合特区の指定後」に改める。

第二の5①ア）中「税制、財政並びに金融」を「税制・財政・金融」に、「指定地方自治体」を「指定地方公共団体」に、「並びに」を「及び」に、「及び」を「並びに」に改める。

第二の5①イ）中「及び財政、税制並びに金融」を「、税制・財政・金融」に改める。

第二の5②を次のように改める。

②　評価の時期

ア）原則として、当該総合特区に係る最初の総合特区計画が認定されてから1年を経過した時点の年度末までの状況について最初の評価を行い、以降、原則として1年ごとに評価を行うこととする。ただし、当該総合特区に係る国と地方の協議会において別の定めがなされた場合はこの限りではない。

イ）ア）に該当しない総合特区のうち、指定から1年を経過している場合は、その年度末までの状況について、ア）に準じた評価を行うこととする。